

## 草野小学校アフタースクール運営規程

### (事業目的)

第1条 理究キッズ(以下「事業者」という。)が千葉市の委託を受けて運営する草野小学校アフタースクール(以下「アフタースクール」という。)は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に行うアフタースクール事業(以下「事業」という。)を実施することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 アフタースクールは、原則として草野小学校に就学している児童で利用を希望するすべてのもの(ただし夜間の部にあつてはその保護者が労働等により昼間家庭にいないもの)につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るとともに、地域の人材の参画を得ながら多様な体験・活動の機会を提供する「体験プログラム」や、継続的な学びの機会を提供する習い事等に相当する「継続プログラム」を実施する。

- 2 事業者は、常に利用者の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重する。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、千葉市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関との密接な連携に努める。
- 4 事業者は、提供する支援の内容及び事アフタースクールの運営状況について自ら評価を行い、その改善を図るとともに結果の公表に努める。
- 5 前4項のほか、法及び千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年千葉市条例第 51 号。以下「条例」という。)その他の関係法令等を順守して事業を実施する。

### (アフタースクールの名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行うアフタースクールの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 草野小学校アフタースクール
- (2) 所在地 千葉市稲毛区園生町 1385 草野小学校内

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 アフタースクールにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 8 名(常勤職員 3 名)  
放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。
  - ア 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
  - イ 遊びや児童に多様な体験・活動の機会を提供する「体験プログラム」を通じて自主性、社会性、創造性を培うこと。

- ウ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- エ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- オ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うこと。
- カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、児童相談所や学校等の関係機関と連携して対応を図ること。
- キ 学校及び地域等との連携を図ること。

(2) 補助員 14名

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間等)

第5条 アフタースクールの開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

- ア 原則として月曜日から土曜日までとする。
- イ 開所日数は1年につき250日以上とする。

(2) アフタースクールの開所時間

ア 小学校の授業のある日

昼間の部:放課後から午後5時まで 夜間の部:午後5時から午後7時まで

イ 小学校の授業のない日(土曜日及び学校休業日)

昼間の部:午前8時から午後5時まで 夜間の部:午後5時から午後7時まで

(3) 年間の閉所日

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(支援の内容)

第6条 アフタースクールで行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康管理、安全確保及び情緒の安定に資する活動
- (2) 遊びや多様な体験・活動の機会を提供する「体験プログラム」を通じての自主性、社会性及び創造性の向上に資する活動
- (3) 自主的な学習活動を含む基本的な生活習慣習得に向けた援助
- (4) 外部講師による継続的な学びの機会を提供する習い事等に相当する「継続プログラム」

の実施

- (5) 利用者の活動状況の把握及び家庭への連絡
- (6) 地域との交流活動
- (7) おやつを提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、利用者の健全育成上必要な活動等

(支援の提供に対して利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 利用者の保護者が支払うべき額は、次のとおりとする。

- (1) 千葉市アフタースクール事業実施要綱に定められた利用料
- (2) おやつ代 月額 2,000 円

2 前項で定めるもののほか、支援の内容により、事前に利用者の保護者の同意を得て、必要な費用(体験プログラム材料費、継続プログラム参加費等)を徴収することがある。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、原則として 108 名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、千葉市立草野小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 保護者は、事業の利用に当たっては、次の内容に留意するものとする。

- (1) 利用者が欠席する場合は、利用者の保護者は、電話その他の連絡方法により、当日の開設時間までにアフタースクールへ届け出ること。
- (2) 支援提供中に利用者に傷病が発生した場合又は他の利用者若しくは職員への迷惑行為等があった場合であって、支援の継続が困難又は不適切と認められるときは、利用者の保護者に連絡の上、支援の提供を中止する場合があること。
- (3) 利用者の感染症の発症により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は、利用者の出席を拒むことができること。
- (4) 事業者は、災害の発生等やむを得ないが事由がある場合は、当日において閉所を決定することができること。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 利用者に対する支援の提供中に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する支援の提供中に事故が発生した場合は、応急措置を講じた後、被害を受けた利用者の保護者に速やかに連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 アフタースクールは、消火用具その他の非常災害発生時に必要な機器等の設置及び点検を行うとともに、非常災害に対応するためのマニュアルを作成し、これに基づく訓練を定期

的に実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 アフタースクールは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止のための職員研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 アフタースクールは、利用者に対する職員又は当該利用者の保護者による虐待があったと認められる場合は、速やかに千葉市に通報するものとする。

(苦情解決の窓口)

第 14 条 アフタースクールは、提供した支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情を受け付けるための窓口の決定
- (2) アフタースクール内における苦情解決のための手続きの明確化
- (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについての利用者、利用者の保護者、職員等への周知
- (4) 苦情を受けた場合の当該苦情の内容等の記録

2 アフタースクールは、千葉市から指導若しくは助言又は条例第3条第1項に規定する勧告を受けた場合は、これらに従って必要な改善を行わなければならない。

3 アフタースクールは、提供した支援等に関する苦情に関して行われる社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 アフタースクールは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を順守し、その業務上知り得た個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 アフタースクールは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報その他の秘密を漏らすことがないよう、雇用期間終了後においてもこれらの秘密を保持する旨を職員の雇用契約の内容に定める。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 アフタースクールは、職員資質向上のための研修の機会を次のとおり確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内

(2) 継続研修 年10回

2 アフタースクールは、利用者、利用者に対する支援の提供、職員、設備・備品、会計等に関する諸記録を会計年度ごとに整備し、当該会計年度終了後5年間保存する。

付 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。